

R7補正 スマート農業研修教育環境整備事業 (雇用力のある経営体創出支援事業)

スマート農業を活用し、**経営拡大志向**のある **新規就農者**を育成しませんか？

事業の概要

地域の研修教育機関において、**経営拡大を志向する雇用型経営体（就農直後から従業員を雇い入れることで農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体）**を育成するため、スマート農業の研修教育を通じたモデル的な取組を支援します。

取組主体

市町村、協議会等、民間団体（農業協同組合、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、会社法人等） **農業法人も活用可能です**

※ 所在**市町村**を含む**新規就農者の誘致体制を構築**し、その市町村において、**スマート農業を導入して就農する新規就農者の増加目標等**を定めた「スマート農業導入就農型新規就農者参入促進計画」の策定が必要です。

どんなことに活用できるの？（本事業でできること）

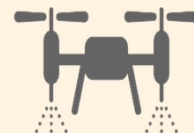
スマート農業型研修農場の整備

就農希望者がスマート農業を活用する実践的な研修を行う研修農場に必要な**農業用機械・設備**の導入、**農業用施設の整備**等を支援します。

具体的な支援

※**スマート農業技術が組み込まれているものに限る**

- ・スマート農業機械・設備の導入
- ・農業用ハウス等の施設整備、リノベーション



新規就農者の誘致体制の整備

都道府県、市町村（農業委員会を含む）、J A、農地バンク、土地改良区、農業者等の関係機関による、スマート農業技術を導入する新規就農者を誘致するための**体制づくり**や**誘致の実践**、就農前後の方々に対する**トータルサポート活動**に必要な取組を支援します。

※**スマート農業型研修農場の整備と合わせて実施する必要**

具体的な支援

- ・コーディネータ設置
 - ・検討会開催
 - ・先進地視察
 - ・マニュアル整備
 - ・地域農業のPRコンテンツ作成
 - ・現地見学会開
 - ・短期農業研修の実施
 - ・就農支援員の設置又は地域の先輩農業者等への依頼による就農前後の者に対する農地確保、資金調達、生活面、技術面等についての**相談対応・指導の実施**、**研修プログラムの作成・充実化**、**研修会・講習会の実施**
 - ・研修受講者育成費（雇用型経営体候補者：最大300万円/年・人、右腕人材候補者：最大120万円/年・人（雇用型経営体 候補者数に2を乗じた人数分が上限））
- ※取組主体が研修生を雇用する場合に限る 等

補助率：定額 補助上限：7,000万円/地区

事業の主な要件

- 都道府県は、雇用型経営体育成プランを作成し、本事業の取組をサポートすること。
 - 市町村を含めた新規就農者の誘致体制には、**認定農業者等の中核的な担い手**が参画すること。
 - 取組主体は、研修生が雇用型経営体等となるために必要な**経営管理能力及びリーダーシップ**を育成するため、4年制大学等の教育機関、都道府県の農業部局や教育部局、**農業法人の団体や経済団体等の産業界等と連携した研修教育**を実施すること。
 - 研修生は、雇用型経営体を目指す、研修開始時に49歳以下の者を1名以上とすること。
 - ※ 研修生には、右腕人材（新規自営農業就農者又は新規雇用就農者であり、就農する農業経営体において、当該経営体の耕作面積拡大や新部門の立上げ等に向けて、経営者の経営上の意思決定、渉外業務、雇用管理等を補佐することを主たる業務とすることを目指させるもの）になろうとする者を一部含めて構わない。
 - 雇用型経営体を目指す研修修了生が、**研修修了時から概ね3年以内**に、
 - ① **常用労働者を2名以上雇い入れる**
 - ② **耕種農業では売上3千万円以上、畜種農業では売上5千万円以上、稲作等の土地利用型農業では延べ耕作面積30ha以上**という成果目標を達成し、また、
 - ③ **就農1年後に、認定農業者となるために必要となる市町村の農業基本構想における所得水準を達成する**ことを確実に目指せる方針を立てること。
- このような成果目標を達成できる
優れた素質のある人材を研修生にしてください。
- 雇用型経営体等を輩出する取組に関する調査に協力すること。

よくあるご質問

Q スマート農業機械・設備等について、どのような機械・設備という定義はありますか？

A 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律第2条に定義されているスマート農業技術が組み込まれている機械・設備が対象となります。

Q 「スマート農業型研修農場の整備」で導入・整備した機械・施設等は研修以外の用途で使用できますか？

A 取組主体の法人等が導入・整備した場合、研修に必要な利用時間（1年以上、概ね1,200時間／年）を満たすとともに研修の妨げとならず研修時間数を超えない範囲であれば、営農への利用を妨げません。

Q 研修後の農業用施設等は、研修修了生へリースすることはできますか？

A 定額支援のモデル的な取組を支援するものであるため、研修修了生へのリースはできません。

Q 既に雇用就農資金の対象になっている方を本事業の研修生として、研修受講者育成費の対象とすることはできますか？

A 同一人に対する、雇用就農資金との重複受給はできません。研修受講者育成費を活用する場合は、雇用就農資金のこれまでの受給期間による制限はありませんが、雇用就農資金の受給を停止する手続きが必要です。また、すでに雇用されている方以外に新たな研修生1人以上の雇用が必要となります。

（お問合せ先）

東北農政局	経営支援課	☎022-221-6217
関東農政局	経営支援課	☎048-740-0394
北陸農政局	経営支援課	☎076-232-4238
東海農政局	経営支援課	☎052-223-4620
近畿農政局	経営支援課	☎075-414-9055
中国四国農政局	経営支援課	☎086-224-8842
九州農政局	経営支援課	☎096-300-6375
内閣府沖縄総合事務局	経営課	☎098-866-1628
（本省）経営局	就農・女性課	☎03-6744-2162